

協会職員次世代育成支援行動計画（第4期）骨子

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 具体的な方策

(1) 子どもが生まれる前に

- ①「次世代育成支援制度利用計画表」の提出
- ②次世代育成支援制度の利用の働きかけ

(2) 子どもが生まれる時に

①分べん看護職免の取得促進

【目標値】分べん看護取得率：100%（第3期目標値100%）

※第1期実績69.2%、第2期実績100%、第3期実績100%

②育児休業の取得促進 【目標値】育休取得率 男性：5%（※）

女性：100%の現状を維持

※第1期、第2期及び第3期実績取得者なし（目標値5%）

※産前産後の一定期間における連続10日間以上の年次休暇（分べん看護職免を含む）を取得した場合を含む。

また、育児休業の取得要件を拡大（配偶者が育児休業を取得している場合も可能に）

③育児休業中の職員への支援

(3) 子育て期間中に

①育児休業から復帰した職員への支援

②次世代育成支援制度の利用促進

※子の看護職免について、1年度につき5日、2人以上いる場合には10日

※家族の看護職免は5日

③超過勤務の縮減

④年次休暇の取得促進

【目標値】現状の年間取得日数を維持 職員16日、嘱託員18日

※第1期目標値 職員14日、嘱託員19.4日 第2期目標値 職員11日、嘱託員18日

第3期目標値 職員16日、嘱託員18日

※時限の休暇（夏期休暇）を設定し、休暇を取得しやすい雰囲気づくりを図る。

⑤地域活動への参加促進

⑥子育てバリアフリーの促進

3 計画の推進にあたって

次世代育成支援の概要と各種制度の周知を図るとともに、子育てを支援する職場風土の醸成や固定的な性別役割意識の是正など職員の意識改革を図る。

① 研修等の実施